

申請事業主の方へ

65歳超雇用推進助成金の申請について

問い合わせ先

東京支部 高齢・障害者窓口サービス課 各助成金担当あて
〒130-0022 墨田区江東橋2-19-12墨田公共職業安定所5階
電話 03-5638-2284

目次

はじめに

1. 65歳超雇用推進助成金の概要
2. 65歳超継続雇用促進コースの内容
3. 高年齢者無期雇用転換コースの内容
4. 高年齢者評価制度等雇用管理改善コースの内容
5. 支給申請の手引きと申請様式など

1. 65歳超雇用推進助成金の概要

各コースの名称等

- 1 65歳超継続雇用促進コース（定年等の引上げ）
- 2 高年齢者無期雇用転換コース（有期契約から無期契約に転換）
- 3 高年齢者評価制度等雇用管理改善コース（雇用管理制度の整備）

対象となる事業主の要件（主なもの）

- 1 雇用保険適用事業所の事業主
- 2 高年齢者雇用安定法の遵守
 - ・ 60歳以上の定年を定めていること
 - ・ 65歳までの高年齢者雇用確保措置がとられていること

2. 65歳超継続雇用促進コースの内容

65歳以上への定年の引上げ、定年の定めの廃止、66歳以上への継続雇用制度の導入、他社による継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施した事業主に対して240万円までを助成します。



2.65歳超継続雇用促進コースの内容

例

就業規則の改正の例（70歳以上の継続雇用制度の導入）

改正前

（定年）
第〇条 従業員の定年は満65歳とし、65歳に達した年度の末日をもって退職とする。ただし、本人が希望し、解雇事由又は退職事由に該当しない者については、満68歳まで継続雇用する。

改正後

（定年）
第〇条 従業員の定年は満65歳とし、65歳に達した年度の末日をもって退職とする。ただし、本人が希望し、解雇事由又は退職事由に該当しない者については、満70歳まで継続雇用する。

2. 65歳超継続雇用促進コースの内容

◆ 支給要件（主なもの）

①定年の引上げ等の制度の実施

- ・ 65歳以上への定年引上げ
- ・ 定年の廃止
- ・ 希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入

②就業規則の届出

改正前後の就業規則（パートタイム労働者就業規則、賃金規程、他の事業場分とも）を支給申請日の前日までに労働基準監督署へ届け出ていること

③高年齢者雇用安定法の遵守

就業規則の改正日から起算して6か月前の日から支給申請日の前日までの間に65歳までの高年齢者雇用確保措置（特に希望者全員を65歳まで継続雇用する制度の導入）がとられていること

【解雇・退職事由以外の基準（例：懲戒事由）が定められている場合は対象外】

2. 65歳超継続雇用促進コースの内容

◆ 支給要件（主なもの）

④対象被保険者

- ・ 支給申請日の前日において、1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者
（有期雇用者は対象外）
（定年後に会社の継続雇用制度により雇用されている者は1年ごとの更新でも対象）
- ・ 改正~~前~~後の就業規則の適用者であること
改正~~前~~の就業規則で定年60歳、継続雇用65歳の場合、対象年齢は60歳から64歳まで
- ・ 定年の引上げ等の制度を規定した就業規則等の対象職種の者であること

⑤高年齢者雇用管理に関する措置の実施 等

高年齢者雇用等推進者の選任、高年齢者雇用管理措置を実施していること

2. 65歳超継続雇用促進コースの内容

◆ 高年齢者雇用管理措置の種類

- a 職業能力の開発及び向上のための教育訓練の実施等
- b 作業施設・方法の改善
- c 健康管理、安全衛生の配慮
- d 職域の拡大
- e 知識、経験等を活用できる配置、処遇の推進
- f 賃金体系の見直し
- g 勤務時間制度の弾力化

2. 65歳超継続雇用促進コースの内容

◆ 高年齢者雇用管理措置の実施方法

「b 作業施設・方法の改善」を除いて、就業規則や社内規程において
制度化されていれば可

◆ 高年齢者雇用管理措置の適用範囲

55歳以上

2. 65歳超継続雇用促進コースの内容

◆ 高年齢者雇用管理措置の支給対象となりうる事例（一部）

c 健康管理、安全衛生の配慮

- ・ 高年齢者を対象に人間ドック受診のための制度を導入（各種がん検診、歯周疾患健診、骨粗鬆症健診等）
- ・ 高年齢者を対象に生活習慣病予防検診の受診のための制度を導入

g 勤務時間制度の弾力化

- ・ 高年齢者を対象とした短時間勤務、短日数勤務、勤務間インターバル制度（9時間以上のインターバルの導入）
- ・ 高年齢者を夜勤勤務から除外し、日勤勤務のみ

2. 65歳超継続雇用促進コースの内容

- ◆ 令和 8 年度の制度改正概要
 - ①専門家等への委託に係る経費の支出要件の削除
 - ②旧定年年齢等が70歳以上の場合も支給対象に拡充
 - ③定年年齢等の段階的な引き上げを行う場合、引上げの都度、助成対象

2. 65歳超継続雇用促進コースの内容【支給金額】

(単位：万円)

措置内容 対象 被保険者数	定年引上げ又は定年の定め廃止					継続雇用制度の導入				他社による継続雇用制度の導入			
	65歳への引 き上げ	66～69歳への引き上げ		70歳以上への 引き上げ	定年の定め廃 止	66～69歳への引上げ		70歳以上への引上げ		66～69歳への引上げ		70歳以上への引上げ	
		5歳未満	5歳以上			希望者全員	対象者基準 あり	希望者全員	対象者基準 あり	希望者全員	対象者基準 あり	希望者全員	対象者基準 あり
1～3人	15(15)	25(20)	40(30)	45(30)	60(40)	22(15)	20(0)	40(30)	36(0)	20(10)	16(0)	32(15)	30(0)
4～6人	20(20)	32(25)	65(50)	70(50)	120(80)	37(25)	32(0)	65(50)	60(0)	30(10)	26(0)	50(15)	45(0)
7～9人	25(25)	39(30)	110(85)	115(85)	180(120)	60(40)	50(0)	105(80)	95(0)	50(10)	40(0)	85(15)	75(0)
10人以上	30(30)	46(35)	135(105)	140(105)	240(160)	90(60)	75(0)	130(100)	120(0)	70(10)	60(0)	105(15)	100(0)

括弧書きは、令和7年度の支給額

2. 65歳超継続雇用促進コースの内容【支給申請期間】

◆ 65歳超継続雇用促進コースの支給申請期間は下記のとおりです。

制度 実施月	申請期間	制度 実施月	申請期間
令和8年 4月	令和8年5月1日～15日／令和8年6月1日～15日 令和8年7月1日～15日／令和8年8月1日～17日	10月	令和8年11月1日～16日／令和8年12月1日～15日 令和9年1月1日～15日／令和9年2月1日～15日
5月	令和8年6月1日～15日／令和8年7月1日～15日 令和8年8月1日～17日／令和8年9月1日～15日	11月	令和8年12月1日～15日／令和9年1月1日～15日 令和9年2月1日～15日／令和9年3月1日～15日
6月	令和8年7月1日～15日／令和8年8月1日～17日 令和8年9月1日～15日／令和8年10月1日～15日	12月	令和9年1月1日～15日／令和9年2月1日～15日 令和9年3月1日～15日／令和9年4月1日～15日
7月	令和8年8月1日～17日／令和8年9月1日～15日 令和8年10月1日～15日／令和8年11月1日～16日	令和9年 1月	令和9年2月1日～15日／令和9年3月1日～15日 令和9年4月1日～15日／令和9年5月1日～17日
8月	令和8年9月1日～15日／令和8年10月1日～15日 令和8年11月1日～16日／令和8年12月1日～15日	2月	令和9年3月1日～15日／令和9年4月1日～15日 令和9年5月1日～17日／令和9年6月1日～15日
9月	令和8年10月1日～15日／令和8年11月1日～16日 令和8年12月1日～15日／令和9年1月1日～15日	3月	令和9年4月1日～15日／令和9年5月1日～17日 令和9年6月1日～15日／令和9年7月1日～15日

定年の引上げ等の制度の実施日が属する月の翌月から起算して4か月以内の各月月初から15日（15日が行政機関の休日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）に当たる場合は翌開庁日）までに支給申請書に必要な書類を添えて、支給申請してください。

※制度の実施日が属する月（制度実施月）は支給申請期間には含まれません。

※四半期ごとの予算額上限の超過が予見される場合等に、予告なく受付を停止する場合があります。

3. 高年齢者無期雇用転換コースの内容

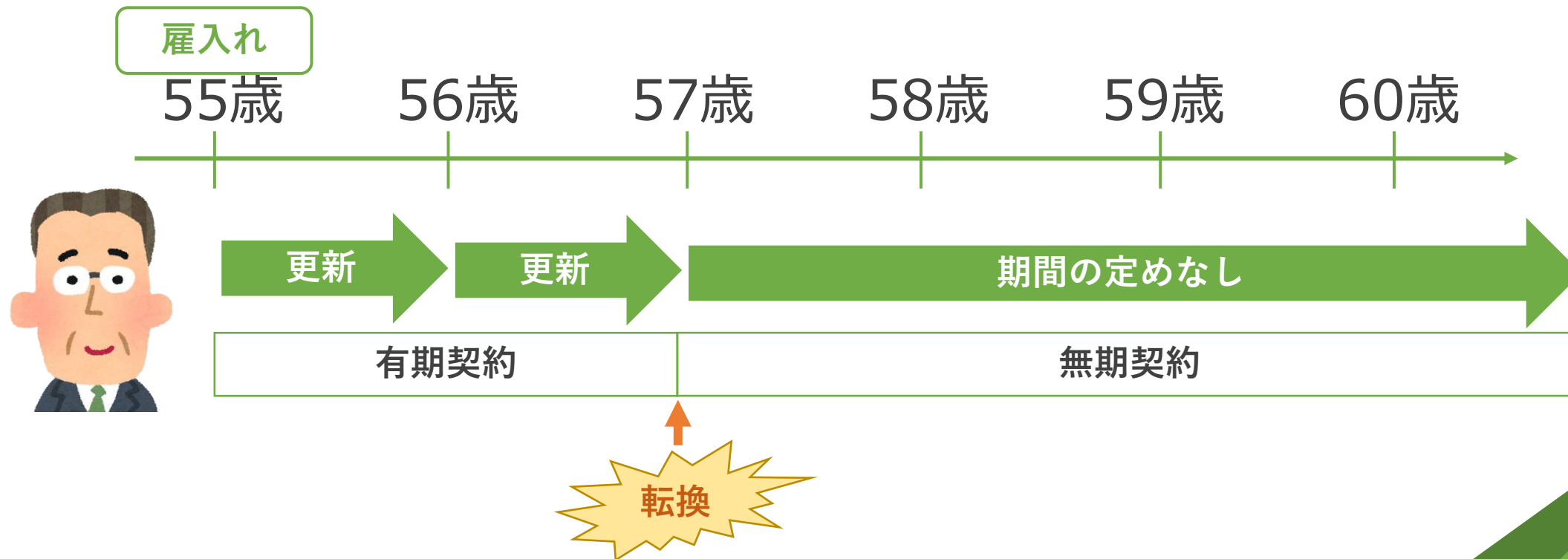
50歳以上で定年年齢未満の有期契約労働者（締結された契約期間が通算 **1年以上** 5年以内の者）を転換制度に基づき無期雇用労働者に転換させた事業主に対して、対象者数に応じて一定額を助成します。



3. 高年齢者無期雇用転換コースの内容

例

55歳のときに有期雇用契約で雇入れた労働者を、2年経過した57歳のときに就業規則に規定した転換制度に基づき、期間の定めのない雇用契約に変更した場合



3. 高年齢者無期雇用転換コースの内容

◆ 計画書の要件（主なもの）

①無期雇用転換計画書の提出

計画開始日の3か月前の日までに計画書を提出すること

②有期契約労働者を無期雇用労働者に転換する制度を就業規則等に規定していること

③転換した無期雇用労働者を65歳以上まで雇用する見込みがあること

④高年齢者雇用安定法の遵守

支給申請日の前日に65歳までの高年齢者雇用確保措置がとられていること

⑤高年齢者雇用管理措置の実施

継続コースに同じ（P7）

3. 高年齢者無期雇用転換コースの内容

◆ 支給要件（主なもの）

- ①無期雇用転換制度に基づき、雇用する50歳以上かつ定年年齢未満（63歳以下）の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換していること
- ②無期雇用に転換した労働者を転換後6か月間継続して雇用してること（月の勤務日数が11日未満の場合は除く）
- ③転換日の前日から起算して6か月前の日から1年を経過する日まで
の間に、雇用保険被保険者を事業主都合で離職させていないこと 等

3. 高年齢者無期雇用転換コースの内容【就業規則への記載事項】

例

無期雇用転換制度を就業規則に規定する際に記載が必要な事項

○条（無期雇用への転換）

有期契約社員として締結された契約に係る期間が通算5年以内かつ勤続1年以上で、満50歳以上であり、所属長が推薦し、本人が転換を希望する者については、面接及び筆記試験を実施し、合格した者について無期雇用又は正規雇用へ転換することができる。

転換時期は、毎月1日とする。

無期雇用転換後の定年は65歳とする。

有期契約労働者として締結された契約に係る期間が通算5年以内の者が対象となる旨を明示すること

転換時期を明示すること
（「随時」は不可）

3. 高年齢者無期雇用転換コースの内容【支給金額】

- ・対象労働者 1 人につき40万円
(中小企業事業主以外は30万円)

※支給額にかかわらず 1 支給申請年度（4 月～3 月）

1 適用事業所あたり 10 人までを上限とする

4. 高年齢者評価制度等雇用管理改善コースの内容

高年齢者の雇用の推進を図るために雇用管理制度の整備に係る措置を実施した事業主に対して、措置に応じて助成します。

- ①高年齢者の職業能力を評価する仕組みを活用した賃金・人事
処遇制度の導入又は改善
(高年齢者向けの専門職制度等、高年齢者に適切な役割を付与する制度を含む)
- ②労働時間制度の導入又は改善
- ③在宅勤務制度の導入又は改善
- ④研修制度の導入又は改善
- ⑤健康管理制度の導入 等

※①は、専門職制度等の導入又は改善のみの実施も可

その他、①～⑤のいずれかの措置の実施に際し必要となる機器等の導入に経費を要した場合、その経費が支給対象となります。(上限額50万円)

支給対象となる機器等に該当するかについては、高年齢者以外の者に対してその汎用性が高いものでないこと等を総合的に勘案し、個々の事案ごとに機構が判断します。機器等を導入するとした場合であっても、必ず支給対象となることを約束されるものではありません。

4. 高年齢者評価制度等雇用管理改善コースの内容

◆ 支給要件（主なもの）

① 雇用管理整備計画書の提出、認定

計画の開始日の3か月前の日までに計画書を提出し、その認定を受けていること

② 高年齢者雇用管理整備措置の実施

①で認定を受けた計画を実施期間内に**実施していること**

（継続コース、無期転換コースの高年齢者雇用管理措置とは異なる）

③ 高年齢者雇用安定法の遵守

無期転換コースに同じ（P15④）

4.高年齢者評価制度等雇用管理改善コースの内容

◆ 支給要件（主なもの）

④支給対象被保険者

支給申請日の前日において、1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者（就業規則の適用者）であって、講じられた措置により計画終了日の翌日から6か月以上継続して雇用されている者

4.高年齢者評価制度等雇用管理改善コースの内容【支給金額】

賃金・人事処遇制度の導入又は改善の措置

区分	支給額
中小企業事業主	60万円
中小企業以外の事業主	45万円

上記以外の制度の導入又は改善の措置

区分	支給額
中小企業事業主	30万円
中小企業以外の事業主	23万円

その他、雇用管理制度の実施に伴い必要となる機器等の導入を行った場合、その経費（上限50万円）に60%（中小企業以外は45%）を乗じた金額を支給します。ただし、支給対象となる機器に該当するかについては個々の事案ごとに判断します。

5. 支給申請の手引きと申請様式など【ホームページのご案内】



各コースの申請様式や
支給申請の手引きは機構
ホームページからダウン
ロードできます。

<https://www.jeed.go.jp/>

高齢助成金 機構



5. 支給申請の手引きと申請様式など【電子申請のご案内】

電子申請 とは

- 申請などの行政手続を、インターネットを利用して、パソコンを使って行えるようにするものです。

e-Govとは

- デジタル庁がインターネット上で運営する行政サービスの総合窓口です。

電子申請の メリット

- 手続はマイページで管理され、処理状況や通知等を確認できます。
- パソコン上だけで手続きが完了します。移動時間や待ち時間を気にする必要がありません。



利用方法の詳細や電子申請マニュアルは、機構ホームページに掲載しております。

【e-Gov利用者サポートデスク TEL050-3786-2225】

ご清聴いただきありがとうございました。

お帰りになられる際は、今後の説明会の参考とさせていただくため、アンケートのご協力をお願いいたします。

また、各助成金につきましてご質問等ございましたら、アンケートの項目の最後に記入欄がございますので、こちら併せてご記入ください。

後日個別にご回答させていただきます。

こちらの二次元コードから、読み取りいただけます→

